法令適用事前確認手続 回答書

平成18年2月17日

有限会社 エアロメカ・バイブレーション・コントロールズ 代表取締役 安藤 隆幸 殿

航空局技術部航空機安全課長

平成18年1月19日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを 前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もと より、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

に合格する必要があります。

照会のあった事実については、航空法第16条第1項の修理改造検査を受検し、検査に合格する必要があります。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

航空法第16条第1項においては、「耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について 国土交通省令で定める範囲の修理又は改造をする場合には、その計画及び実施について国土交通大 臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。」とされています。 また、該当する国土交通省令である航空法施行規則第24条において、法第16条第1項の検査 を受けるべき国土交通省令で定める範囲の修理又は改造としてされ、具体的には大修理又は改造が 対象となると定められています。

本件は、スピーカーを座席に取り付けること、コントローラーが貨物室に取り付けられることから、耐空証明を受けている機体の仕様に変更が加えられることとなり、「改造」と解釈されます。 そのため、照会のあった事案については、航空法第16条第1項の修理改造検査を受検し、検査